

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者 (CEO) 兼
最高執行責任者 (COO) 角田 雄二
(コード番号 2712 大証ヘラクレス)
問合せ先 管理本部長 宮本 晃
(TEL 03-5412-7481)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条 (機関) を新設するものであります。
- (2) 会社法第 165 条第 2 項の規定に従い、経済情勢等の変化に対応して取締役会決議により機動的に自己の株式の取得を行うことができるよう、変更案第 7 条 (自己の株式の取得) を新設するものであります。
- (3) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条 (株券の発行) を新設するものであります。
- (4) 会社法第 123 条及び第 251 条の規定に従い、現行定款第 6 条 (名義書換代理人) について所要の変更を行うものであります。
- (5) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、変更案第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を新設するものであります。
- (6) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、現行定款第 17 条 (取締役会の招集お

よび決議)に第3項を新設するものであります。

- (7) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるよう、変更案第23条(社外取締役との責任限定契約)及び変更案第32条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、第23条の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (8) 会社法において端株制度が廃止されたことに伴い、端株に関する事項を削除するものであります。
- (9) 定款の明確化又は簡素化を図るため、現行定款第7条(株式取扱規則)、現行定款第12条(決議)、現行定款第15条(取締役の選任)、現行定款第22条(監査役の選任)の内容を整理し、変更案第22条(報酬等)、変更案第28条(常勤の監査役)、現行定款第24条(監査役会の招集)に変更案第3項、変更案第31条(報酬等)を新設し、現行定款第13条(議事録)、現行定款第20条(取締役会の議事録)、現行定款第26条(監査役会の議事録)を削除するものであります。
- (10) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (11) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (12) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日

以 上

別紙（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) (商号)</p> <p>第 1 条 当社は、スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社と称する。 (英語表記 : Starbucks Coffee Japan, Ltd.)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. コーヒー、清涼飲料水、アルコール飲料、乳製品、パン、菓子の輸出入並びに販売2. 厨房器具、台所用品、食器、家具、衣料用繊維製品、紙製容器の輸出入並びに販売3. 商品券、プリペイドカードの販売4. 書籍、雑誌、新聞、コンパクトディスク、ビデオディスクの輸出入並びに販売5. 文具、玩具、人形、ぬいぐるみ、バッグ、袋物、日用品雑貨、装身具、キーホルダー、ポストカードの輸出入並びに販売6. コーヒーショップ並びにレストランの経営7. コーヒーに関するセミナーの開催8. 店舗の建築工事の請負、設計、監理及び施工9. 店舗のレジスターシステム、コーヒーマシン、什器等の店舗付帯機器のリース並びに賃貸	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社と称する。 (英語表記 : Starbucks Coffee Japan, Ltd.)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. コーヒー、清涼飲料水、アルコール飲料、乳製品、パン、菓子の輸出入並びに販売2. 厨房器具、台所用品、食器、家具、衣料用繊維製品、紙製容器の輸出入並びに販売3. 商品券、プリペイドカードの販売4. 書籍、雑誌、新聞、コンパクトディスク、ビデオディスクの輸出入並びに販売5. 文具、玩具、人形、ぬいぐるみ、バッグ、袋物、日用品雑貨、装身具、キーホルダー、ポストカードの輸出入並びに販売6. コーヒーショップ並びにレストランの経営7. コーヒーに関するセミナーの開催8. 店舗の建築工事の請負、設計、監理及び施工9. 店舗のレジスターシステム、コーヒーマシン、什器等の店舗付帯機器のリース並びに賃貸

現 行 定 款	変 更 案
<p>10. コーヒーショップを加盟店とするフランチャイズ組織の運営、経営指導、店舗設計、財務管理、労務管理並びにこれらの教育・指導</p> <p>11. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商品化権及び技術的知識（ノウハウ）等の知的財産権の利用許諾並びに管理</p> <p>12. コーヒー関連商品の販売促進のためのコンサルティング</p> <p>13. 上記各号に付帯関連する一切の業務（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を 東京都渋谷区に置く。</p> <p>（新設）</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>第2章 株式および端株</p> <p>（会社が発行する株式の総数）</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、4,800,000株とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>10. コーヒーショップを加盟店とするフランチャイズ組織の運営、経営指導、店舗設計、財務管理、労務管理並びにこれらの教育・指導</p> <p>11. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商品化権及び技術的知識（ノウハウ）等の知的財産権の利用許諾並びに管理</p> <p>12. コーヒー関連商品の販売促進のためのコンサルティング</p> <p>13. 上記各号に付帯関連する一切の業務（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を 東京都渋谷区に置く。</p> <p><u>（機関）</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</u></p> <p><u>（1）取締役会</u></p> <p><u>（2）監査役</u></p> <p><u>（3）監査役会</u></p> <p><u>（4）会計監査人</u></p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,800,000株とする。</p> <p><u>（自己の株式の取得）</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第6条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者および端株主とすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第9条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>2 当社の株主総会は本店所在地もしくはその隣接地、または東京都各区内のいずれかにおいて招集する。</p>	<p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>2 当社の株主総会は本店所在地もしくはその隣接地、または東京都各区内のいずれかにおいて招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役最高経営責任者（CEO）が招集し、議長となる。代表取締役最高経営責任者（CEO）に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役最高経営責任者（CEO）が招集し、議長となる。代表取締役最高経営責任者（CEO）に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第11条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1</u>名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>総株主の議決権の3分の2以上を有する株主の賛成をもって決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は6名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、総株主の議決権の3分の2以上の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(決議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令にこれを加重する別段の定めまたは本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は6名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主の出席を要し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集および決議)</p> <p>第17条 取締役会の招集通知は、会日の7日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>2 取締役会の決議は、総取締役の3分の2の取締役が出席し、出席取締役の5分の4の取締役の賛成をもってこれをなす。</p> <p>3 <u>当会社の取締役会は、テレビ会議システムを利用して開催することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第18条 取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集および決議)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の7日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>2 取締役会の決議は、総取締役の3分の2の取締役が出席し、出席取締役の5分の4の取締役の賛成をもってこれをなす。</p> <p>3 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第21条 取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第22条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社は、取締役会の決議により代表取締役最高経営責任者（CEO）1名並びに代表取締役最高執行責任者（COO）1名を置き、また、必要に応じてその他の代表取締役もしくは取締役上級執行役員（CO）若干名を置くことができる。</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第20条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第21条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第22条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、総株主の議決権の3分の2以上の決議によって選任する。</p>	<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議により代表取締役最高経営責任者（CEO）1名並びに代表取締役最高執行責任者（COO）1名を選定し、また、必要に応じてその他の代表取締役もしくは取締役上級執行役員（CO）若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主の出席を要し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査役)</u></p>
<p>(監査役会の招集)</p>	<p>第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第24条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続を得ない</u>で監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集および決議)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数の賛成をもってこれをなす。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p>	<p>(監査役会規則)</p>
<p>第25条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第30条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(報酬等)</u></p>
	<p>第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第26条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第27条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第28条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、これを支払う。</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 当社は、<u>株主総会の決議により承認された金額にかかる剰余金の配当を、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>（以下「<u>中間配当</u>」という。）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 <u>利益配当金および中間配当金が、</u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>利益配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>を行うことができる。</p> <p>(配当財産の除斥期間等)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その</u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>配当財産</u>には利息をつけない。</p>